

美浜町の環境

平成28年度版



美 浜 町

美浜町民憲章

わたくしたちは、豊かな自然と文化にはぐくまれながら明日をめざして躍進する美浜の町民です。

わたくしたちは、このまちの町民であることを誇りとし、みんなのしあわせと発展を願い、ここに町民憲章を定めます。

- きまりを守り、明るい住みよい社会をつくりましょう
- 思いやりと感謝の気持ちをもって、広い心を育てましょう
- 規則正しい生活で、健やかな体をつくりましょう
- 愛情と思いやりの心で、明るい家庭を築きましょう
- 自然を愛し、緑豊かなまちをつくりましょう

昭和 55 年 6 月 制定

目 次

1	町 の 概 要	1
2	環境測定調査の概要	
(1)	町内の環境測定調査の状況	2
(2)	公害監視機器	3
3	公 害 苦 情 の 現 状	
(1)	年度別公害苦情件数	4
(2)	月別公害苦情件数	5
(3)	用途地域別公害苦情件数	5
4	大 気 環 境	
(1)	大気汚染の状況	6
(2)	大気汚染調査地点	7
(3)	二酸化イオウ測定結果	8
(4)	二酸化窒素測定結果	9
(5)	浮遊粒子状物測定結果	10
(6)	光化学オキシダント測定結果	12
(7)	微小粒子状物質測定結果	13
(8)	重金属調査結果	13
(9)	気象測定結果	14
5	水 質 環 境	
(1)	水質汚濁の現状	15
(2)	環境基準	16
(3)	海水水質調査結果	18
(4)	河川水生活項目水質調査結果	19
(5)	河川水健康項目水質調査結果	21
(6)	合併処理浄化槽設置整備事業	22

6	騒音・振動・悪臭	
(1)	騒音の現況	23
(2)	環境騒音測定地点	24
(3)	環境騒音測定結果及び環境基準適合状況	25
(4)	振動の現況	26
(5)	悪臭の現況	27
7	土壌環境・地盤環境	
(1)	土壌汚染の状況	28
(2)	土壌の汚染に関する環境基準	28
(3)	地盤沈下の現況	29
(4)	地下水位調査	29
8	各種届出状況	
(1)	ばい煙発生施設数	30
(2)	粉じん発生施設数	30
(3)	水質汚濁防止法特定事業場届出施設数	31
(4)	騒音・振動発生施設数	33
(5)	特定建設作業の届出数	34
(6)	悪臭関係工場等の届出状況	35
9	その他	
(1)	美浜町環境審議会条例	36
(2)	美浜町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	37
(3)	用語説明	44

1 町の概要

位 置 (美浜町役場)

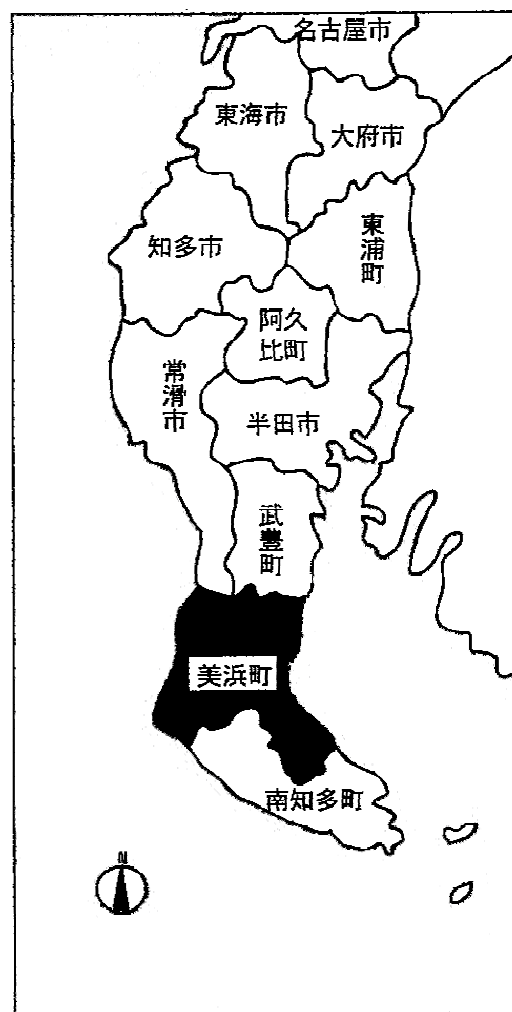
- ◇ 北緯 34 度 46 分
- ◇ 東経 136 度 54 分

広 さ

- ◇ 東西 6.5 km
- ◇ 南北 9.5 km
- ◇ 面積 46.20k m²

都市計画用途地域

- ◇ 第一種低層住居専用地域 5.9ha
- ◇ 第二種低層住居専用地域 168 ha
- ◇ 第一種住居地域 276 ha
- ◇ 第二種住居地域 10 ha
- ◇ 近隣商業地域 21 ha
- ◇ 商業地域 7 ha
- ◇ 準工業地域 12 ha
- ◇ 工業地域 17 ha
- 合 計 516.9ha



沿 革

本町は昭和 30 年 4 月 1 日、隣接の河和・野間両町が合併して美浜町として発足し、その後昭和 32 年 3 月 31 日に小鈴谷町の一部の上野間地区と合併し、現在の美浜町となりました。

地 勢

本町は知多半島の南部に位置し、東は知多湾、西は伊勢湾に面し、北は常滑市及び武豊町に、南は南知多町に隣接しています。中央部には南北に知多丘陵が小丘起伏し、これにより東西両海岸に向って平地が形成されています。

概 要

温暖な気候と両海岸の美しい砂浜は海水浴場として、また天然記念物「鵜の山鵜繁殖地」を始め、源義朝の悲惨な最期の地「野間大坊」、鎖国日本に米船モリソン号渡航の因をなした「和訳聖書発祥の碑」、時志観音、杉本美術館、南知多ビーチランドなど三河湾国定公園内には数多くの観光資源があり、四季を通じて訪れる観光客で活況を呈しています。

産業分野では、ノリ養殖・みかん・米作・畜産などの地場産業に加え、ハウスミカン・キウイフルーツ・花木などの施設作物などが生産され、鋳物砂関連産業やえびせんべい、水あめ・コーンスターチ工場などもあります。特に工場見学しながら買い物もできるえびせんべいの里や、食と健康の館、自然野菜を中心に販売しているジョイフルファーム鵜の池、海の幸が楽しめる魚太郎など、観光客にも人気の施設が多数あります。

2 環境測定調査の概要

(1) 町内の環境測定調査の状況

調 査 区 分		調 査 項 目	調査回数	個所数	備 考
大気	大気汚染自動測定装置による調査	浮遊粒子状物質・二酸化窒素・光化学オキシダント ・微小粒子状物質(PM2.5)	1時間値 を常時	1	県
		二酸化イオウ・浮遊粒子状物質		1	町
	気象自動測定装置による調査	風向・風速・温度・湿度	常時	1	町
	重金属調査	粉じん・カドミウム・マンガン・鉛・クロム・鉄・ ニッケル・銅・バナジウム・コバルト・ベリリウム	2	2	町
水質	河川水生活項目の調査	pH・DO・BOD・SS・N-ヘキサン抽出物質 ・透視度・全窒素・全リン・陰イオン界面活性剤・ 鉛・ヒ素・大腸菌群数	2	10	町
	河川水健康項目の調査	カドミウム・全シアン・六価クロム・総水銀・アル キル水銀・PCB・ジクロロメタン・四塩化炭素・1 ,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン・シス-1 ,2-ジクロロエチレン・1,1,1-トリクロロエタン・1, 1,2-トリクロロエタン・トリクロロエチレン・テト ラクロロエチレン・1,3-ジクロロプロペン・ベンゼ ン・チウラム・チオベンカルブ・シマジン・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・ふっ素・ほう素	1	8	町
	海水の調査	pH・DO・COD・SS・全窒素・全リン・塩化 物イオン・N-ヘキサン抽出物質・大腸菌群数・透 視度	2	7	町
	工場排水の調査	pH・BOD・COD・SS・N-ヘキサン抽出物 質・透視度	12	1工場 3か所	町
	ゴルフ場排水の調査	ペンシクロン・ダイアジノン・ジチオピル・プロ ピザミド	1	1	町
騒音	環境騒音		1	6	町
悪臭	工場の悪臭臭気濃度等の調査	悪臭臭気濃度調査—臭気指数(三点比較式臭袋法) 悪臭物質調査—メチルメルカプタン・硫化水素	2	1工場 2か所	町
地盤		地下水位調査	12	1	町
その他必要に応じ各種			随時		町

(2) 公害監視機器

平成29年3月31日現在

種 別 \ 区 分	測 定 機 器 名	型 式	購入年月	台 数
大 気 汚 染	大気測定装置	G F S - 3 2 7 B	H26. 12	1
	微風向風速温湿度計	KANTAM-1100型	H20. 8	1
	ハイボリュームサンプラー	MODEL-120FT型	H 4. 4	1
水 質 汚 濁	ハンディ導電率計	H E C - 1 1 0 型	H 6. 12	1
騒 音 ・ 振 動	普通騒音計	N L - 0 6 型	H12. 3	1
	普通騒音計	N L - 2 2 型	H19. 5	1
	低周波マイクロホン	MV-0 3 型	H11. 3	1
	振動レベル計	VM-5 2 型	H 8. 8	1
	騒音振動レベル処理器	S V - 7 4 型	S57. 6	1
臭 気	臭気測定器	X P - 3 2 9 M	H22. 6	1
	大気採取器	D C 1-N A	H26. 8	1
そ の 他	地下水面検出器	S K T - 2 C	H 5. 5	1

3 公害苦情の現状

平成28年度の公害苦情件数は51件でした。

各年度において発生した苦情の種類と件数は、下の表のとおりです。

その内訳は、水質汚濁7件、騒音10件、悪臭8件及びその他として、蜂1件、シロアリ1件、外来種1件、野焼きによるものが23件でした。

これらの苦情には、現地調査及び原因者への改善指導などにより早期解決しました。

(1) 年度別公害苦情件数

年 度	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	そ の 他	計
12	5	6	6	0	4	4	25
13	12	1	3	0	5	2	23
14	8	2	4	0	5	3	22
15	11	3	4	0	7	1	26
16	1	0	5	0	4	2	12
17	1	0	1	0	7	1	10
18	0	2	3	0	3	4	12
19	0	2	2	0	3	13	20
20	0	1	1	0	3	17	22
21	0	3	7	0	5	13	28
22	0	0	4	0	3	22	29
23	0	1	4	1	8	31	45
24	0	1	7	0	3	25	36
25	0	2	2	0	10	36	50
26	2	3	7	0	7	45	64
27	0	1	7	0	10	46	64
28	0	7	10	0	8	26	51

注 ・各年度別新規受付件数です。

・いくつかの苦情が同一事件として処理されたときは1件としました。

(2) 月別公害苦情件数 (平成28年度)

月 項 目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
大気汚染													0
水質汚濁			1	1	1	1	2					1	7
騒 音					2	1	1	1	2	2		1	10
振 動													0
悪 臭	1	1			2	1			1	1		1	8
そ の 他	2	3		1	1	2	1	3	5	1	4	3	26
合 計	3	4	1	2	6	5	4	4	8	4	4	6	51

(3) 用途地域別公害苦情件数 (平成28年度)

用途地域 種 類	第一種 低層住 居専用 地 域	第二種 低層住 居専用 地 域	第一種 住 居 地 域	第二種 住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域	商 業 地 域	準工業 地 域	工 業 地 域	市街化 調 整 区 域	合 計
大気汚染										0
水質汚濁		2							5	7
騒 音		2	2	1		2			3	10
振 動										0
悪 臭			6	1					1	8
そ の 他		6	8	2		2			8	26
合 計	0	10	16	4	0	4	0	0	17	51

4 大気環境

(1) 大気汚染の状況

平成28年度の大気汚染の状況は、環境基準の定められている二酸化イオウを始めとして5物質についての月平均値でみると、若干変動がありました。

ア 二酸化イオウ (SO₂)

昭和52年に町が自動測定装置による測定を開始して以来、常に環境基準を下回り良好な状態を維持しています。

イ 二酸化窒素 (NO₂)

昭和53年に環境基準が改定されて以来、常に環境基準を下回っています。

ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)

前年に引き続き環境基準を満たしています。

エ 光化学オキシダント (O_x)

前年に引き続き環境基準を満たしていません。

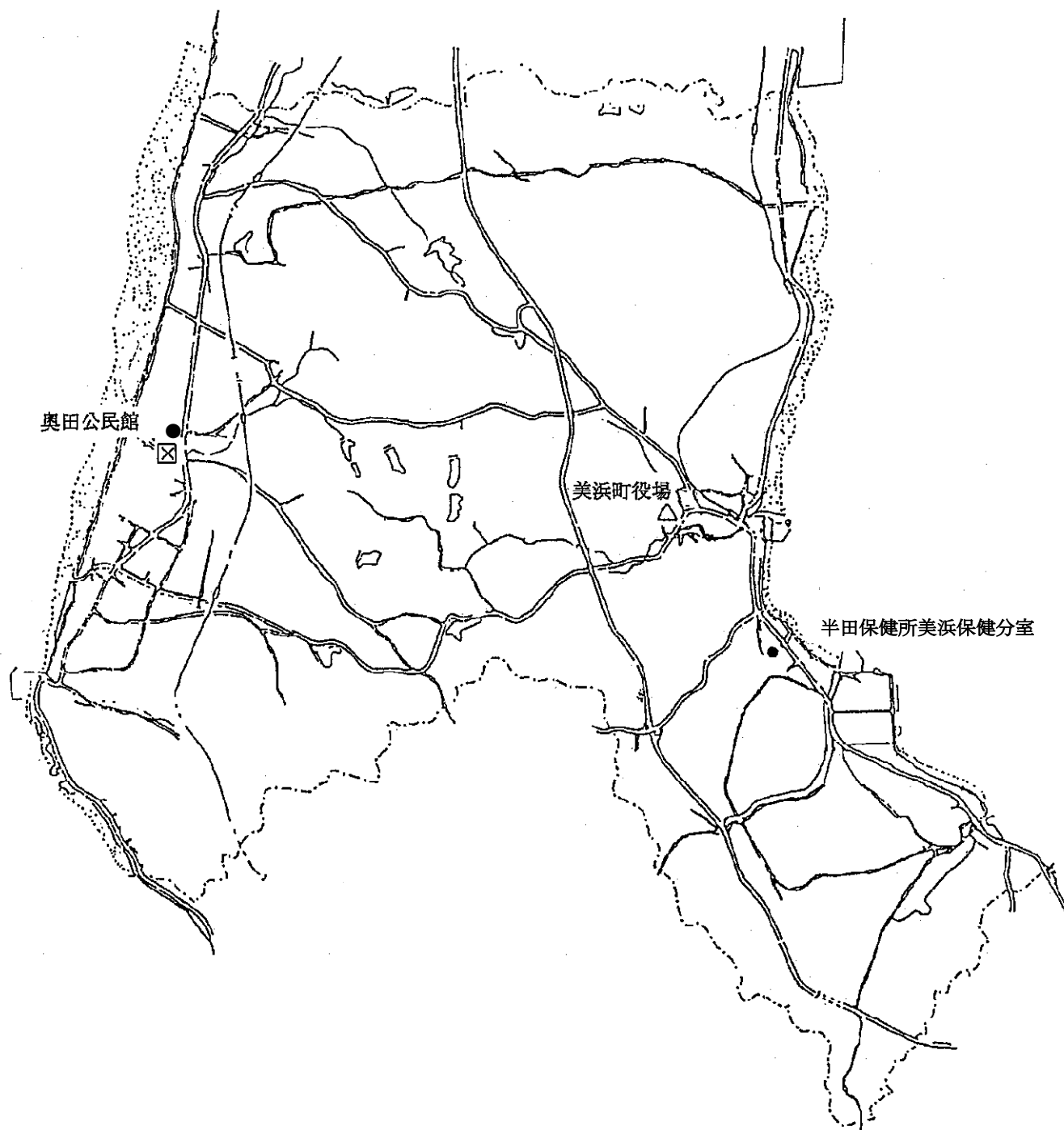
オ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

平成24年4月から奥田測定局での測定が開始となり、環境基準を満たしています。

○ 環境基準

物質名	環境基準	評価方法
二酸化イオウ (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを越えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を越えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値及び1日平均値のうち98パーセントイル値で評価する。

(2) 大気汚染調査地点



- 奥田公民館、半田保健所美浜保健分室
ハイボリュームサンプラーによる重金属調査場所
- △ 美浜町役場
二酸化イオウ、浮遊粒子状物質、気象（風向・風速・温度・湿度）
- ☒ 愛知県大気汚染測定局(奥田公民館)
浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント
微小粒子状物質(PM2.5)

(3) 二酸化イオウ測定結果

測定場所：美浜町役場

年 月 項 目		平 成 2 8 年									平成29年			合 計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	日	26	31	25	29	31	30	31	30	29	31	28	31	352
測 定 時 間	時間	689	742	650	713	744	720	728	720	708	739	667	739	8,559
月 平 均 値	ppm	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
1 時 間 値 が 0.1ppmを 超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日 平 均 値 が 0.04ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 時 間 値 の 最 高 値	ppm	0.015	0.011	0.010	0.012	0.011	0.011	0.015	0.011	0.008	0.010	0.006	0.009	0.015
日 平 均 値 の 最 高 値	ppm	0.005	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004	0.002	0.004	0.003	0.004	0.005	0.005

○ 二酸化イオウの経月変化(月平均値)

(単位：ppm)

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
23年度	0.002	0.001	0.003	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002
24年度	0.003	0.002	0.001	0.002	0.003	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.003	0.002
25年度	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001
26年度	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002
27年度	0.001	0.002	0	0	0	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

○ 二酸化イオウの経年変化(年平均値)

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
美浜町役場	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002
奥田公民館	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	—	—	—	—	—	—	—

※ 環境基準 0.040ppm、奥田公民館（愛知県観測）は平成21年度で終了

(4) 二酸化窒素測定結果

測定場所：奥田公民館

年 月 項 目		平 成 2 8 年									平成 2 9 年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364
測定時間	時間	712	737	714	738	734	714	735	709	736	736	666	737	8,668
月平均値	ppm	0.009	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007	0.010	0.011	0.011	0.008	0.009	0.009	0.008
1時間値の 最高値	ppm	0.040	0.038	0.044	0.034	0.026	0.037	0.035	0.039	0.040	0.046	0.050	0.040	0.050
日平均値の 最高値	ppm	0.018	0.015	0.014	0.012	0.011	0.016	0.026	0.022	0.029	0.024	0.032	0.022	0.032
1時間値が 0.2ppmを超えた 時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下 の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(資料提供：愛知県環境部)

○ 二酸化窒素の経月変化(月平均値)

(単位：ppm)

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
24年度	0.010	0.010	0.008	0.007	0.005	0.008	0.010	0.010	0.010	0.009	0.010	0.014	0.009
25年度	0.010	0.008	0.007	0.007	0.009	0.008	0.010	0.010	0.009	0.011	0.010	0.013	0.009
26年度	0.011	0.009	0.007	0.007	0.007	0.008	0.010	0.013	0.010	0.010	0.011	0.011	0.009
27年度	0.011	0.009	0.007	0.007	0.006	0.008	0.010	0.012	0.010	0.008	0.010	0.010	0.009
28年度	0.009	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007	0.010	0.011	0.011	0.008	0.009	0.009	0.008

○ 二酸化窒素の経年変化(年平均値)

年 度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
年平均値	0.013	0.016	0.016	0.015	0.016	0.015	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.009	0.008

※ 環境基準 0.060ppm

(5) 浮遊粒子状物質測定結果

測定場所：美浜町役場

年 月 項 目		平成 28 年									平成 29 年			計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	30	29	21	24	20	27	334
測定時間	時間	720	744	720	744	744	720	731	699	611	660	588	675	8,356
月平均値	mg/m ³	0.022	0.026	0.020	0.024	0.019	0.018	0.019	0.016	0.015	0.013	0.011	0.018	0.019
1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値 の最高値	mg/m ³	0.078	0.089	0.126	0.135	0.085	0.092	0.084	0.080	0.100	0.070	0.110	0.070	0.135
日平均値 の最高値	mg/m ³	0.043	0.058	0.038	0.048	0.041	0.031	0.051	0.039	0.049	0.031	0.049	0.046	0.058

○ 浮遊粒子状物質の経月変化(月平均値)

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
24年度	0.027	0.028	0.021	0.029	0.021	0.024	0.018	0.016	0.011	0.014	0.016	0.027	0.021
25年度	0.024	0.025	0.023	0.026	0.027	0.019	0.016	0.018	0.010	0.014	0.014	0.022	0.020
26年度	0.023	0.024	0.026	0.028	0.017	0.016	0.015	0.014	0.010	0.012	0.015	0.021	0.019
27年度	0.026	0.012	0.020	0.029	0.028	0.019	0.024	0.021	0.015	0.012	0.016	0.018	0.020
28年度	0.022	0.026	0.020	0.024	0.019	0.018	0.019	0.016	0.011	0.013	0.011	0.018	0.019

○ 浮遊粒子状物質の経年変化(年平均値)

年 度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
年平均値	0.029	0.035	0.032	0.032	0.032	0.029	0.031	0.031	0.028	0.025	0.025	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	0.020	0.019

※環境基準 0.10ppm/m³

○ 浮遊粒子状物質測定結果

測定場所：奥田公民館

年 月 項 目		平 成 2 8 年									平成 2 9 年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	日	30	27	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	361
測定時間	時間	718	665	718	742	742	718	741	716	743	743	671	743	8,660
月平均値	mg/m ³	0.021	0.025	0.018	0.021	0.019	0.016	0.018	0.017	0.016	0.013	0.012	0.017	0.018
1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の 最高値	mg/m ³	0.07	0.098	0.046	0.071	0.077	0.043	0.052	0.053	0.065	0.074	0.07	0.055	0.098
日平均値の 最高値	mg/m ³	0.042	0.068	0.034	0.039	0.04	0.027	0.037	0.032	0.039	0.024	0.039	0.041	0.068

(資料提供：愛知県環境部)

○ 浮遊粒子状物質の経月変化(月平均値)

(単位：mg/m³)

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
24年度	0.029	0.026	0.018	0.027	0.020	0.023	0.019	0.021	0.017	0.019	0.021	0.031	0.023
25年度	0.025	0.022	0.020	0.035	0.037	0.025	0.020	0.022	0.018	0.021	0.022	0.028	0.025
26年度	0.024	0.026	0.025	0.033	0.020	0.021	0.019	0.019	0.013	0.014	0.018	0.022	0.021
27年度	0.024	0.022	0.018	0.023	0.025	0.016	0.021	0.015	0.014	0.014	0.017	0.018	0.019
28年度	0.021	0.025	0.018	0.021	0.019	0.016	0.018	0.017	0.016	0.013	0.012	0.017	0.018

○ 浮遊粒子状物質の経年変化(年平均値)

年 度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
年平均値	0.028	0.039	0.043	0.037	0.031	0.030	0.031	0.031	0.031	0.026	0.025	0.023	0.023	0.023	0.025	0.021	0.019	0.018

※ 環境基準 0.10mg/m³

(6) 光化学オキシダント測定結果

測定場所：奥田公民館

年 月 項 目		平 成 2 8 年									平成 2 9 年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
昼間測定時間	時 間	447	463	448	463	461	448	462	445	462	457	402	449	5,407
昼間の1時間 値の月平均値	Ppm	0.045	0.053	0.043	0.033	0.034	0.027	0.030	0.028	0.026	0.032	0.037	0.042	0.036
昼間の1時間 値が0.06ppmを 超えた日数と 時 間 数	日	13	25	11	10	12	5	1	0	0	0	0	4	81
	時間	52	165	52	42	47	12	2	0	0	0	0	26	398
昼間の1時間 値が0.12ppm以 上の日数と時 間 数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間 値の最高値	ppm	0.071	0.099	0.083	0.084	0.099	0.079	0.063	0.057	0.046	0.051	0.056	0.080	0.099
昼間の日最高1 時 間 値 の 月 間 平 均 値	ppm	0.059	0.070	0.058	0.053	0.054	0.044	0.044	0.038	0.035	0.040	0.045	0.052	0.049

(資料提供：愛知県環境部)

○ 光化学オキシダントの経月変化(昼間の1時間値の月平均値)

(単位：ppm)

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
24年度	0.043	0.043	0.036	0.028	0.020	0.031	0.032	0.026	0.025	0.030	0.032	0.035	0.032
25年度	0.044	0.044	0.039	0.040	0.040	0.039	0.029	0.028	0.027	0.027	0.032	0.035	0.035
26年度	0.045	0.049	0.043	0.042	0.031	0.034	0.027	0.021	0.022	0.024	0.030	0.036	0.033
27年度	0.038	0.048	0.040	0.024	0.032	0.031	0.035	0.022	0.025	0.029	0.032	0.040	0.033
28年度	0.045	0.053	0.043	0.033	0.034	0.027	0.030	0.028	0.026	0.032	0.037	0.042	0.036

○ 光化学オキシダントの経年変化(昼間の1時間値の年平均値)

年 度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
年平均値	0.028	0.039	0.043	0.037	0.031	0.030	0.031	0.031	0.031	0.026	0.025	0.033	0.029	0.032	0.035	0.033	0.033	0.036

※ 環境基準 0.06ppm

(7) 微小粒子状物質 (PM2.5) 測定結果

測定場所：奥田公民館

年 月 項 目		平 成 2 8 年									平成 2 9 年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	26	28	29	29	31	357
月 平 均 値	μg/m ³	13.6	15.9	12.1	12.9	12.4	9.9	13.2	14.4	11.0	9.5	7.9	17.2	12.4
日 平 均 値 が 35 μg/m ³ を 超えた日数	日	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	2
日 平 均 値 の 最 高 値	μg/m ³	28.3	29.0	24.3	21.7	22.0	18.0	27.0	26.4	27.6	20.5	32.5	40.1	40.1

(資料提供：愛知県環境部)

○ 微小粒子状物質の経月変化(月平均値)

(単位：μg/m³)

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
26年度	19.5	19.0	20.0	20.7	11.2	13.8	13.3	14.1	10.6	11.5	11.2	16.3	15.1
27年度	16.3	16.4	12.5	12.9	14.9	11.0	16.1	12.5	9.9	10.6	12.1	12.8	13.2
28年度	13.6	15.9	12.1	12.9	12.4	9.9	13.2	14.4	11.0	9.5	7.9	17.2	12.4

○ 微小粒子状物質の経年変化(年平均値及び日平均値)

年 度	24	25	26	27	28
年平均値	14.7	14.9	15.1	13.2	12.4
日平均値	39.9	39.4	35.6	32.5	27.6

※ 環境基準：1年平均値 15 μg/m³以下、1日平均値が 35 μg/m³以下(98パーセンタイル値)

(8) 重金属調査結果 (ハイボリュームサンプラーによる)

平成28年度の調査結果も昨年同様、環境上の目安より調査物質全てが低い数値でした。

(単位：μg/m³)

項 目 場 所	調 査 年月日	粉じん	カドミウム	マンガン	鉛	クロム	鉄	ニッケル	銅	コバルト	ベリリウム	バナジウム
半田保健所 美浜保健分室	28.7.14 ～ 28.7.15	18	ND	0.0029	0.0029	ND	0.057	ND	0.018	ND	ND	0.0014
	29.1.10 ～ 29.1.11	12	ND	0.0021	0.0016	0.0059	0.12	ND	0.022	ND	ND	0.0015
奥田公民館	28.7.13 ～ 28.7.14	7	ND	0.0014	0.0010	0.0082	0.044	0.0021	0.0041	ND	ND	0.0049
	29.1.11 ～ 29.1.12	15	ND	0.0026	0.0015	0.0071	0.099	ND	0.016	ND	ND	0.0015
環 境 上 の 目 安						1	100	10	10	1	0.02	5
定 量 限 界 値			0.0001			0.003		0.001		0.0005	0.0005	

(NDは定量限界値未満)

(9) 気象測定結果

測定場所：美浜町役場

区 分 年 月		気 温 (℃)					湿 度 (%)					風 向		風 速 (m/sec)				
		月 平 均 値	最 高 値	最 低 値	日 平 均 の 最 高 値	日 平 均 の 最 低 値	月 平 均 値	最 高 値	最 低 値	日 平 均 の 最 高 値	日 平 均 の 最 低 値	最 多 風 向	割 合 (%)	月 平 均 値	最 高 値	最 低 値	日 平 均 の 最 高 値	日 平 均 の 最 低 値
28年	4月	15.8	25.4	4.9	19.8	11.3	72	99	29	91	51	SE	25.8	3.4	9.8	0.0	7.6	1.6
	5月	20.2	32.1	9.6	24.2	16.3	75	99	30	94	43	SE	31.6	2.8	9.1	0.0	5.9	1.2
	6月	22.6	31.8	12.1	25.5	19.1	82	99	34	96	52	SE	30.4	2.8	10.0	0.0	5.2	1.1
	7月	26.8	37.4	21.0	30.0	22.7	82	99	46	96	68	SE	30.0	2.4	7.5	0.0	4.5	1.1
	8月	28.7	38.4	19.4	31.1	24.6	77	99	40	86	62	SE	34.1	2.8	7.8	0.2	5.2	1.6
	9月	25.3	33.7	17.0	28.6	21.1	87	99	40	97	71	SE	26.8	2.4	12.6	0.1	5.3	1.1
	10月	20.1	29.1	9.8	24.9	15.0	76	99	36	96	56	WNW	32.3	2.5	8.0	0.0	5.1	0.9
	11月	13.3	24.0	3.3	18.0	8.5	71	99	36	94	54	WNW	34.7	2.4	9.1	0.0	4.4	0.7
	12月	9.2	20.0	0.0	14.5	5.5	68	99	35	95	53	WNW	27.7	2.6	8.9	0.0	5.1	0.9
29年	1月	5.6	15.0	-3.0	9.8	0.0	66	95	33	87	47	WNW	36.2	3.2	8.4	0.2	5.8	1.2
	2月	5.9	16.0	-2.0	10.8	3.1	63	99	31	89	49	WNW	39.9	3.4	9.7	0.1	6.2	1.0
	3月	8.8	20.0	0.0	13.1	5.8	63	97	24	91	49	WNW	40.9	3.1	9.2	0.0	6.3	1.0
通 年		16.8	38.4	-3.0	31.1	0.0	73	99	24	97	43	WNW	32.5	2.8	12.6	0.0	7.6	0.7

5 水質環境

(1) 水質汚濁の現況

水質汚濁の現況は、工場・事業場排水に関しては、排水規制の強化等の措置が効果を現している一方、日常生活に伴って家庭から排出される生活排水については、污水处理施設の整備が未だ十分ではありません。

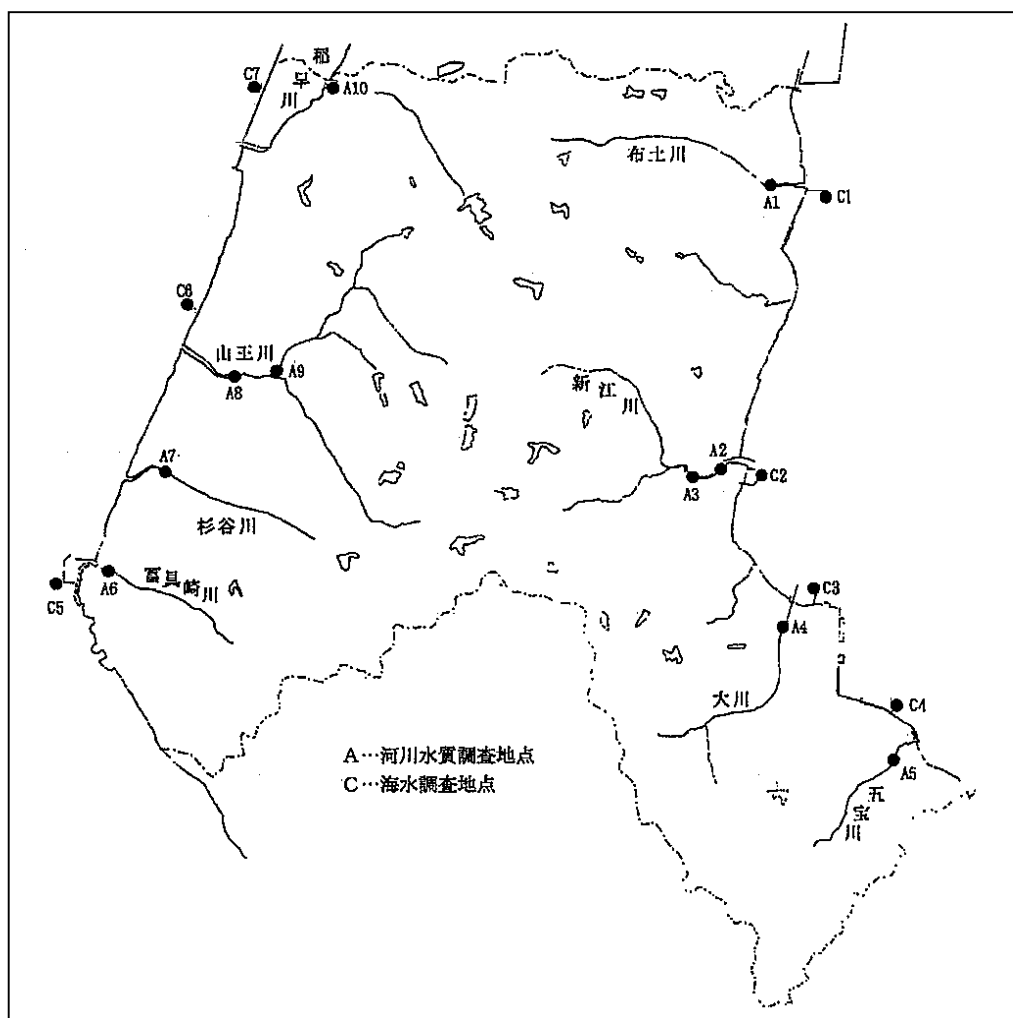
法によって厳しく規制されるようになった工場廃水に取って替わり、現在、水汚染の最大の原因とされているのが年々増加する生活雑排水です。合併処理浄化槽などの污水处理施設によって処理されずに放出される炊事、洗濯、風呂などの排水がいちばん水を汚しています。

有機物や洗剤などにふくまれる多くの化学物質を含む生活排水が、自然の持つ自浄能力を越えて放出されていることから、それらが分解されずに流れて河川水・海水を汚しているのです。

きれいな川や豊かな海を子どもたちに託すことができるよう、工場・事業場排水の監視を適正に実施することはもちろんのこと、合併処理浄化槽及び農業集落家庭排水処理施設等の污水处理施設の普及推進を図っていく必要があります。

○ 河川・海水調査地点

平成28年度は、河川10か所、海域7か所、ゴルフ場の排水及び工場排水について継続調査を実施しました。



(2) 環境基準

公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質については、環境基準が定められています。

この水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」の2つの基準があります。

本町における環境基準では、「人の健康の保護に関する環境基準」は全公共用水域について適用され、「生活環境の保全に関する環境基準」のうち、海域については、BOD、COD等はA類型が、全窒素、全リンはⅡ類型が指定されています。

河川については、環境基準が指定されていないため、目安としてD類型の河川の基準値を参考としています。

○ 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	カドミウム	全アン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン
基準値	0.003mg/ℓ 以下	検出され ないこと	0.01mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	0.0005 mg/ℓ以下	検出され ないこと	検出され ないこと	0.02mg/ℓ 以下

項 目	四塩化炭素	1,2- ジクロロエタン	1,1- ジクロロエチレン	シス-1,2- ジクロロエチレン	1,1,1- トリクロロエタン	1,1,2- トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
基準値	0.002mg/ℓ 以下	0.004mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	0.006mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下

項 目	1,3- ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
基準値	0.002mg/ℓ 以下	0.006mg/ℓ 以下	0.003mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	10mg/ℓ 以下	0.8mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下

○ 生活環境の保全に関する環境基準

・海 域

ア BOD・COD等に係る環境基準

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	科学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	N-ヘキサシ 抽 出 物 質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPM/ 100ml以下	検出され ないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出され ないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—

イ 全窒素、全リンに係る環境基準

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げる もの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げ るもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの （水産3種を除く。）	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保 全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

・河 川（湖沼を除く）

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物科学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以上	7.5mg/ℓ以上	50MPM/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPM/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPM/ 100ml以下
C	水道3級、工業用水1級及びD 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ゴミ等の浮遊が認 められないこと	2mg/ℓ以上	—

(3) 海水水質調査結果

公共用水域のうち汚濁状況把握のため、海域7か所で10項目について2回水質調査を実施しました。

美浜町沿岸の海域は環境基準が定められています。各測定点の水質の状況を見ると、COD（化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素）、総窒素、総リン等の測定結果が環境基準を満たしていませんでした。特に夏季の調査においては、PH及び大腸菌群数の測定結果も一部基準を満たしていませんでした。

測定値 第1回目

項目 測定点		透視度	PH	COD mg/ℓ	DO mg/ℓ	SS mg/ℓ	N-ヘキサ mg/ℓ	総窒素 mg/ℓ	総リン mg/ℓ	塩素イオン mg/ℓ	大腸菌群数 MPN/100mℓ
布土川突堤	C-1	31度以上	8.2	7.0	5.4	1	ND	0.86	0.13	17,000	17,000
河和商港突堤	C-2	31度以上	8.0	3.0	2.4	1	ND	0.89	0.17	18,000	11,000
河和漁港突堤	C-3	31度以上	8.4	3.8	6.8	2	ND	0.75	0.11	18,000	4,900
古布入江東側	C-4	31度以上	8.5	2.4	6.8	2	ND	0.72	0.14	16,000	790
富具崎港突堤	C-5	31度以上	8.2	2.8	5.4	1	ND	0.77	0.066	18,000	790
山王川突堤	C-6	31度以上	8.1	2.3	5.3	2	ND	0.83	0.16	18,000	13,000
稲早川突堤	C-7	31度以上	8.1	1.4	5.2	2	ND	0.84	0.097	18,000	35,000
環境基準 A類型			7.8以上 8.3以下	2 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上		検出され ないこと	0.3 mg/ ℓ以下	0.03 mg/ ℓ以下		1,000MPN/ 100mℓ以下
定量限界値						1未満	0.5未満				

採水日 平成28年8月22日

(NDは定量限界値未満)

測定値 第2回目

項目 測定点		透視度	PH	COD mg/ℓ	DO mg/ℓ	SS mg/ℓ	N-ヘキサ mg/ℓ	総窒素 mg/ℓ	総リン mg/ℓ	塩素イオン mg/ℓ	大腸菌群数 MPN/100mℓ
布土川突堤南	C-1	31度以上	8.0	3.0	9.6	2	ND	0.43	0.076	17,000	280
河和商港突堤	C-2	31度以上	8.1	2.4	9.6	4	ND	0.18	0.053	18,000	22
河和漁港突堤	C-3	31度以上	8.0	4.0	9.8	5	ND	0.27	0.087	18,000	70
古布入江東側	C-4	31度以上	7.9	3.4	10.4	5	ND	0.18	0.051	18,000	11
富具崎港突堤	C-5	31度以上	7.9	2.6	10.2	8	ND	0.26	0.044	17,000	23
山王川突堤	C-6	31度以上	8.0	3.4	11.4	11	ND	0.32	0.057	17,000	490
稲早川突堤	C-7	31度以上	7.9	2.9	10.7	9	ND	0.26	0.046	17,000	180
環境基準 A類型			7.8以上 8.3以下	2 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上		検出され ないこと	0.3 mg/ ℓ以下	0.03 mg/ ℓ以下		1,000MPN/ 100 ℓ以下
定量限界値						1未満	0.5未満				

採水日 平成29年2月2日

(NDは定量限界値未満)

(4) 河川水生活項目水質調査結果

公共用水域の汚濁状況把握のため、町内 8 河川の 10 か所で 1 2 項目について 2 回水質調査を実施しました。町内の河川は、生活環境の保全に関する環境基準が当てはまりませんが、汚濁の目安として D 類型の河川の基準値を参考にしています。

夏季の調査においては全ての観測点で環境基準を満たしていました。しかし冬季の調査では、一部の河川で BOD の基準値を満たしていませんでした。

測定値 第 1 回目

項目 測定点	透視度	pH	BOD Mg/ℓ	DO Mg/ℓ	SS Mg/ℓ	N- ヘキサン Mg/ℓ	総窒素 mg/ℓ	総リン Mg/ℓ	界面活性剤 Mg/ℓ	大腸菌群数 MPN/100ml	鉛 Mg/ℓ	ひ素 Mg/ℓ
布土橋 A-1	31 度以上	7.5	1.1	6.8	6	ND	1.4	0.26	0.2	1,100,000	ND	ND
河和橋 A-2	31 度以上	7.8	1.5	5.0	12	ND	2.2	0.57	0.3	1,300,000	ND	ND
河浦橋 A-3	31 度以上	7.7	1.6	5.5	11	ND	2.1	0.57	0.3	2,200,000	ND	ND
大川橋 A-4	31 度以上	7.2	1.6	5.4	5	ND	1.5	0.27	0.4	940,000	ND	ND
郷島橋 A-5	31 度以上	7.6	1.2	6.6	7	ND	7.5	1.1	0.2	1,700,000	ND	ND
富具崎橋 A-6	18 度	7.7	1.6	6.4	29	ND	2.5	0.71	0.3	2,200,000	ND	ND
仙台橋 A-7	30 度	7.2	2.6	4.6	10	ND	2.8	0.42	0.3	2,800,000	ND	ND
奥田橋 A-8	31 度以上	7.6	1.9	6.2	14	ND	3.8	0.61	0.3	1,400,000	ND	ND
森越橋 A-9	30 度	7.6	2.2	5.8	12	ND	2.4	0.65	ND	1,300,000	ND	ND
稲早橋 A-10	31 度以上	7.7	1.2	6.4	9	ND	2.1	0.38	ND	1,400,000	ND	ND
環 境 基 準 D 類 型		6.0～ 8.5	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	100 mg/ ℓ 以下							
定量限界値						0.5 未 満			0.1 未満		0.005 未満	0.005 未満

採取日 平成 28 年 8 月 22 日

(NDは定量限界値未満)

測定値 第2回目

項目 測定点	透視度	pH	BOD Mg/ℓ	DO Mg/ℓ	SS Mg/ℓ	N- ヘキサン Mg/ℓ	総窒素 mg/ℓ	総リン Mg/ℓ	界面活性剤 Mg/ℓ	大腸菌群数 MPN/100ml	鉛 Mg/ℓ	ひ素 Mg/ℓ
布土橋 A-1	31 度以上	7.4	2.6	11.3	7	ND	2.8	0.12	ND	3,100	ND	ND
河和橋 A-2	31 度以上	7.4	8.3	7.6	10	0.6	6.4	0.71	ND	29,000	ND	ND
河浦橋 A-3	31 度以上	7.8	3.7	8.0	12	ND	1.6	0.18	0.2	13,000	ND	ND
大川橋 A-4	31 度以上	7.3	2.6	10.7	4	ND	2.8	0.069	ND	13,000	ND	ND
郷島橋 A-5	31 度以上	7.3	2.6	13.2	4	ND	9.4	0.34	ND	4,600	ND	ND
富具崎橋 A-6	21 度	7.5	12.0	10.8	15	1.0	7.3	0.71	0.2	1,300,000	ND	ND
仙台橋 A-7	31 度以上	7.1	3.6	8.5	8	ND	4.3	0.65	ND	13,000	ND	ND
奥田橋 A-8	31 度以上	7.4	3.3	8.6	12	ND	3.1	0.50	0.2	24,000	ND	ND
森越橋 A-9	31 度以上	7.5	2.5	11.6	23	ND	4.0	0.38	ND	2,400	ND	ND
稲早橋 A-10	31 度以上	7.6	3.5	11.2	12	ND	3.8	0.16	ND	4,900	ND	ND
環 境 基 準 D 類 型		6.0～ 8.5	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	100 mg/ℓ 以下							
定量限界値						0.5 未 満			0.1 未満		0.005 未満	0.005 未満

採取日 平成 29 年 2 月 9 日

(NDは定量限界値未満)

(5) 河川水健康項目水質調査結果

公共用水域の汚濁状況把握のため、町内8河川で24項目について水質調査を実施しました。
観測点全てで環境基準を満たしていました。

○ 測定値

(単位：mg/l)

観測点 項目	布土橋 A-1	河浦橋 A-3	大川橋 A-4	郷島橋 A-5	富具崎橋 A-6	仙台橋 A-7	奥田橋 A-8	稲早橋 A-10	定 量 限 界 値
全 シ ア ン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1
六 価 ク ロ ム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01
カ ド ミ ウ ム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003
総 水 銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005
ア ル キ ル 水 銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005
P C B	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005
ジ ク ロ ロ メ タ ン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
四 塩 化 炭 素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002
1,2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002
ベ ン ゼ ン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001
チ ウ ラ ム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006
チ オ ベ ン カ ル ブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
シ マ ジ ン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003
セ レ ン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.69	0.57	0.85	7.2	0.87	0.86	1.1	1.1	
ふ つ 素	0.1	0.3	ND	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1
ほ う 素	0.22	0.82	ND	0.07	0.59	0.1	0.35	0.28	0.05

サンプル採取日 平成28年8月22日

(NDは定量限界値未満)

(6) 合併処理浄化槽設置整備事業

平成元年より合併処理浄化槽設置費補助事業を行っています。専用住宅に限定していた補助対象を、平成 28 年度より集合住宅や建売住宅、事業所にも拡大しました。

○ 平成 28 年度補助金交付実績

人槽	5	7	10	11～20	21～30	31～50	51以上
補助基数	49	28	4	2	0	1	1

※11人槽以上の内訳は14人槽、18人槽、35人槽、240人槽がそれぞれ1基ずつでした。

○ 地区別補助金交付実績

単位：基

地区 \ 人槽	5	7	10	11～20	21～30	31～50	51以上
布土	4	2					
時志							
北方	11	1	1	1		1	
浦戸	1						
河和	13	9	2				
古布	5	3					
矢梨	3						1
切山							
細目	1	1					
一色	1						
柿並	2	3					
若松	1						
南奥田	1	1	1				
中奥田	1	1					
北奥田	2	3		1			
上野間	3	4					
合計	49	28	4	2	0	1	1

※小野浦地区（農業集落排水施設による処理）及び美浜緑苑地区（集合処理施設による処理）は補助対象区域外

6 騒音・振動・悪臭

(1) 騒音の現況

騒音には、工場・事業所の機械音・建設作業音・飛行機・鉄道・自動車の交通騒音・ペット等の鳴き声からピアノ・クーラー・カラオケといった近隣騒音があり、日常生活と密接な関係をもっています。

また最近、低周波空気振動（耳には明確に判断できない、概ね50Hz以下の低い周波数により戸・障子のがたつき等の物理的影響）も騒音として問題になっています。

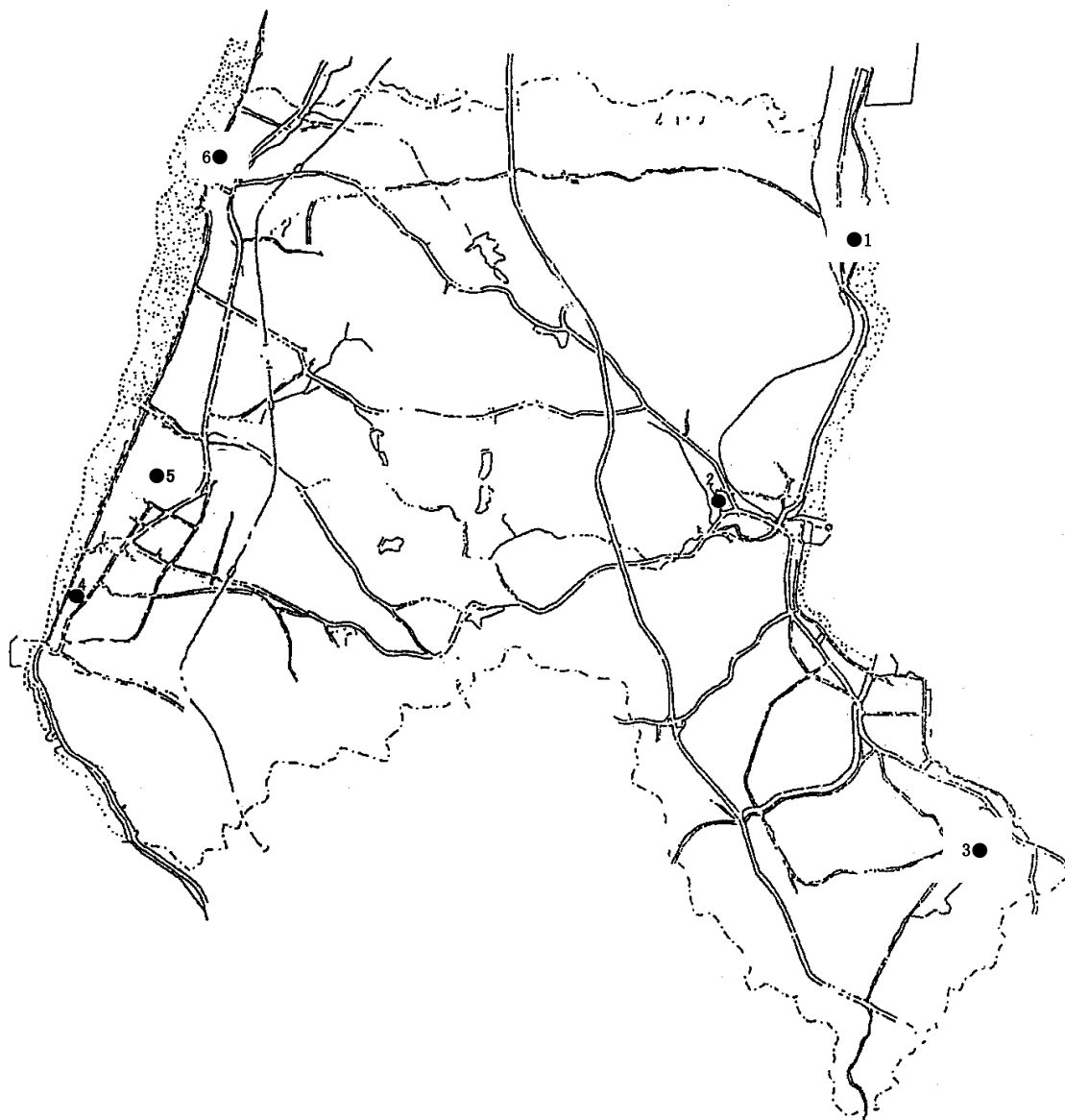
平成28年度の環境騒音調査は、6か所実施しました。

すべての地点において、環境基準を満たしていました。

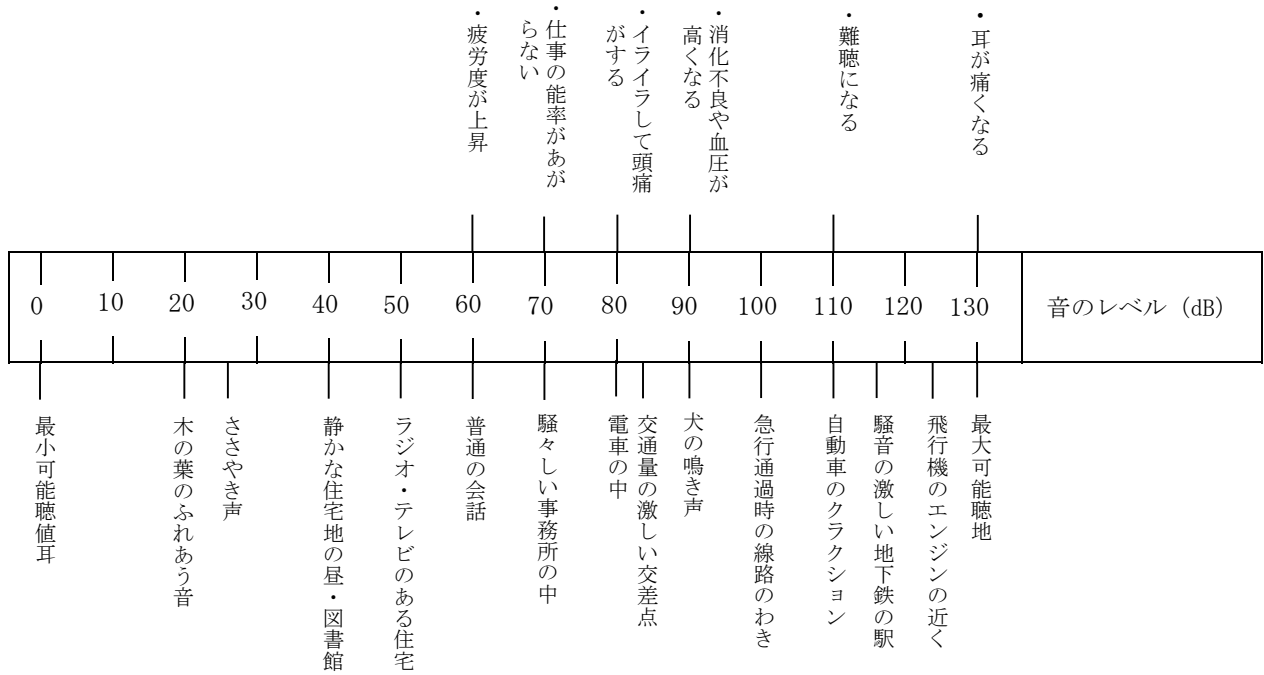
ア 環境基準（本町に関係する地域のみ）

区 分			時間の区分 昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
道路に面する地域以外	A 類型	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
	B 類型	第1種・第2種住居地域 都市計画区域で用途地区の定められていない地域域		
	C 類型	近隣商業地域・商業地域 準工業地域・工業地域	60dB以下	50dB以下

(2) 環境騒音測定地点



環境と人体の影響



(3) 環境騒音測定結果及び環境基準適合状況

単位：d B (デシベル)

番号	測 定 地 点	環境基準 類 型	測定結果(L A e p d B)及び環境基準の適否					
	用 途 地 域		昼 間 (6 : 00～22 : 00)			夜 間 (22 : 00～6 : 00)		
			環境基準値	測定結果	適 否	環境基準値	測定結果	適 否
1	布土字上村 ----- 近隣商業地域	C	6 0 以下	5 7	○	5 0 以下	4 9	○
2	河和字北田面 106 ----- 第 2 種低層住居専用地域	A	5 5 以下	4 9	○	4 5 以下	4 1	○
3	豊丘字浜 17-1 ----- 市街化調整区域	B	5 5 以下	5 1	○	4 5 以下	4 2	○
4	野間字中新田 108-16 ----- 近隣商業地域	C	6 0 以下	4 8	○	5 0 以下	4 3	○
5	奥田字南大西 ----- 第 2 種低層住居専用地域	A	5 5 以下	4 7	○	4 5 以下	4 3	○
6	上野間字北川 ----- 第 1 種住居地域	B	5 5 以下	5 4	○	4 5 以下	4 3	○

(4) 振動の現況

振動については、騒音と同じように工場や交通などと深いかわりを持ったところから発生しており、その感じ方には個人差があります。振動を感じるにより、睡眠障害や心理的影響があり、ひどくなると地震と同じように物理的被害がでます。なお、平成28年度は振動による苦情はありませんでした。

ア 規制地域の規制基準

(単位：dB)

時間の区分 地域の区分	昼 間	夜 間
	午前7時から 午後8時まで	午後8時から 午前7時まで
第一種・第二種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種・第二種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
都市計画区域で用途地域の定めのない地域	65	60
工業地域	70	65

イ 震度階と振動（dB）の比較と影響

震 度	振動レベル	被 害 程 度
0	55 dB 以下	地震計（震度計）が検知し、人は揺れを感じない。
1	55 ～ 65 dB	地震や揺れに敏感な人が気付く。
2	65 ～ 75	多くの人が気付く、睡眠中の人の一部は目を覚まし、天井から吊り下げた電灯の吊り紐が左右数 cm 程度の振幅で揺れる。
3	75 ～ 85	ほとんどの人が揺れを感じ、揺れの時間が長く続くと不安や恐怖を感じる人が出る。重ねた陶磁器等の食器が音を立てる。
4	85 ～ 95	住宅等が大きく揺れ恐怖を感じる。睡眠中の人のほとんどが目覚まし、吊り下げた物は大きく揺れ、重心の高い物が倒れる。
5 弱	95 ～ 105	木造住宅の壁や軟弱な地盤に亀裂が入り、本棚から書籍が落下する。
5 強		住宅の柱や壁の亀裂・破壊、テレビの転倒や食器棚から食器が落下する。
6 弱	105 ～ 110	家具の転倒や窓ガラスが割れたり、倒壊する木造住宅が出てくる。
6 強		ブロック塀の崩れや山崩れ、倒壊する住宅が多く出てくる。
7	110 dB 以上	耐震性の高い住宅・建物の破壊・倒壊、地割れ・地すべり等が発生する。

(5) 悪臭の現況

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出事業場は、畜産関係 21 件を始め 25 事業場があり、悪臭発生源が原材料置場・製造工程等の事業場全体であることが多いこと、複合臭等により悪臭防除技術上の問題及び資金上の問題等から悪臭防除に関して抜本的な対策がとりにくい状況であります。

なお、平成 18 年 10 月 1 日からは、従来から実施している物質濃度規制から臭気指数規制に変更となりました。

ア 敷地境界線における規制基準（悪臭防止法第 4 条第 2 項第 1 号）

規制地域の区分	第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域
臭 気 指 数	1 2	1 5	1 8

臭気指数規制とは、人間の嗅覚を用いて算定される「臭気指数」を指標として、悪臭原因物（悪臭の原因となる気体又は水）を規制するもの

（注）臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定される。

$$(\text{臭気指数}) = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

（参考）

臭気指数 1 0 : ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数 1 2 ～ 1 5 : 気をつければ分かる臭気（希釈倍率 1.6 ～ 3.2 倍）

臭気指数 1 8 ～ 2 1 : らくに感知できる臭気（希釈倍率 6.3 ～ 12.6 倍）

7 土壌環境・地盤環境

(1) 土壌汚染の状況

土壌は汚染物質が残留しやすく一旦汚染されると除去しない限り、その影響が持続すると言われています。特にカドミウム・銅・ひ素等による農用地の土壌汚染は、農作物の生育障害や人の健康を損なうおそれがあります。

(2) 土壌の汚染に関する環境基準

項 目	カドミウム	全シアン	有機リン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀
環境上の条件	0.01mg 以下	検出されないこと	検出されないこと	0.01mg 以下	0.05mg 以下	0.01mg 以下	0.0005mg 以下

項 目	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン
環境上の条件	検出されないこと	検出されないこと	0.02mg 以下	0.002mg 以下	0.004mg 以下	0.02mg 以下	0.04mg 以下

項 目	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン
環境上の条件	1mg 以下	0.006mg 以下	0.03mg 以下	0.01mg 以下	0.002mg 以下	0.006mg 以下	0.003mg 以下

項 目	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	ふっ素	ほう素
環境上の条件	0.02mg 以下	0.01mg 以下	0.01mg 以下	0.8mg 以下	1mg 以下

注1 「環境上の条件」は、検液1リットル中の対象物質の重量を表す。

注2 カドミウムについて、「農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。」が追加されている。

注3 別に銅について、「農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。」が定められている。

(3) 地盤沈下の現況

地盤沈下は、地表面が徐々に低下していく現象であり、一般的にはある程度広い地域の沈下のことをいい、その進行が人体に感知できないことと非可逆的な現象であることが特徴です。

地盤沈下の主な原因は、沖積粘土層等の軟弱な地盤の地域における地下水の過剰な汲み上げであるといわれ、地下水の過剰揚水→地下水位の低下→地層の圧密収縮→地盤沈下という理論が定説されています。

県内では、地盤沈下対策として地下水揚水規制や水源転換事業等が行われて、近年では沈下が沈静化しています。本町においては地盤沈下の傾向は認められません。

(4) 地下水位調査

○ 地下水位の測定井戸

井戸の所在地	井戸の深さ	ストレーナー位置
上野間字 祢宜廻間 63-5	不明	2.2 m

○ 地下水位調査結果

(単位:m)

年月日 地 点	28年									29年			年平均
	4/15	5/16	6/15	7/19	8/15	9/16	10/21	11/15	12/15	1/17	2/15	3/15	
上野間字 祢宜廻間63-5	2.51	2.54	2.43	2.37	2.45	2.43	2.30	2.27	2.43	2.50	2.48	2.52	2.44

注 管頭から井戸水面までの距離

○ 年平均の推移

年 度	水 面
19	2.75
20	2.61
21	2.42
22	2.27
23	2.38
24	2.49
25	2.63
26	2.60
27	2.48
28	2.44

8 各種届出状況

(1) ばい煙発生施設数

平成 29 年 3 月 31 日現在

施 設 名	大気汚染防止法対象	県民の生活環境の保全等に関する条例対象
ボ イ ラ ー	14	23
溶 解 炉	3	0
加 熱 炉	5	0
焼 成 炉 及 び 溶 融 炉	0	0
乾 燥 炉	6	0
電 気 炉	0	0
廃 棄 物 焼 却 炉	3	0
ガ ス タ ー ビ ン 及 び デ ィ ー ゼ ル 機 関	9	0
鑄 造 の 用 に 供 す る シ ェ ル モ ー ル ド 中 子 造 型 施 設	0	17
合 計	13 工場 40 施設	13 工場 40 施設

(資料:愛知県尾張県民事務所知多県民センター)

(2) 粉じん発生施設数

平成 29 年 3 月 31 日現在

施 設 名	大気汚染防止法対象	県民の生活環境の保全等に関する条例対象
堆 積 場	7	3
ベ ル ト コ ン ベ ア 及 び バ ケ ッ ト コ ン ベ ア	13	32
破 碎 機 ・ 粉 碎 機 ・ 摩 碎 機 及 び 研 磨 機	1	9
ふ る い	1	6
チ ッ パ ー 及 び 破 木 機	0	1
吹 き つ け 塗 装 機	0	2
合 計	5 工場 22 施設	7 工場 53 施設

(資料:愛知県尾張県民事務所知多県民センター)

(3) 水質汚濁防止法特定事業場届出事業場数

番号	施 設 名	事業所数
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア 豚房施設（豚房の総面積が 5 0 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） イ 牛房施設（牛房の総面積が 2 0 0 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） ウ 馬房施設（馬房の総面積が 5 0 0 m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	39
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア 原料処理施設 イ 洗浄施設（洗びん施設を除く。） ウ 湯煮施設	1
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア 水産動物原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 脱水施設 エ ろ過施設 オ 湯煮施設	10
4	野菜又は果実原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア 原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 圧搾施設 エ 湯煮施設	2
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽。	2
15	ぶどう糖又は水あめの製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア 原料処理施設 イ ろ過施設 ウ 精製施設	1
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	1
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	2
58	室業原料（うわ薬原料を含む。）の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア 水洗式破碎施設 イ 水洗式分別施設 ウ 酸処理施設 エ 脱水施設	1
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1
66-2	旅館業（旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア ちゅう房施設 イ 洗たく施設 ウ 入浴施設	45

66-3	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総面積（以下単に「総床面積」という。）が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）	1
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設（総床面積が420㎡未満の事業所に係るものを除く）	4
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	4
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1
71	自動式車両洗浄施設	7
71-2	科学技術（人分科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア 洗浄施設 イ 焼入施設	0
71-4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ（略）、ロ（略）	1
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年制令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）	8
	指定地域特定施設（浄化槽） （処理対象人員が201人槽以上500人槽までの浄化槽が該当する。）	21
合 計		153

(4) 騒音・振動発生施設数

平成 29 年 3 月 31 日現在

施設の種類 届出の種類	法による届出件数		条例による届出件数	
	騒音関係	振動関係	騒音関係	振動関係
1 金属加工機械	58	28	5	1
2 圧縮機・冷凍機	183	75	221	202
3 土石用破砕機等	20	14		5
4 織機				
5 建設用資材製造機械				
6 穀物用資材製造機械				3
7 木材加工機械	5	1		
8 抄紙機				
9 印刷機				
10 合成樹脂用射出成形機	8		5	5
11 鋳造造形機	10	10		
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン			16	12
13 送風機及び排風機			122	202
14 走行クレーン			1	
15 洗びん機				
16 真空ポンプ			19	
合 計	284	128	389	430

(5) 特定建設作業の届出数

ア 騒音関係

平成 28 年度分

作 業 の 種 類	騒音法対象件数	県条例対象件数
1 く い 打 機 等 を 使 用 す る 作 業	3	
2 び ょ う 打 機 を 使 用 す る 作 業		
3 さ く 岩 機 を 使 用 す る 作 業	29	
4 空 気 圧 縮 機 を 使 用 す る 作 業	12	
5 コ ン ク リ ー ト プ ラ ン ト 等 を 設 け て 行 う 作 業		
6 バ ッ ク ホ ウ を 使 用 す る 作 業	49	
7 ト ラ ク タ ー シ ョ ベ ル を 使 用 す る 作 業	1	
8 ブ ル ド ー ザ ー を 使 用 す る 作 業	7	
9 建 造 物 を 動 力 ・ 火 薬 等 で 解 体 ・ 破 壊 す る 作 業		6
10 コ ン ク リ ー ト ミ キ サ ー 等 を 使 用 す る 作 業		39
11 コ ン ク リ ー ト カ ッ タ ー を 使 用 す る 作 業		41
12 ブ ル ド ー ザ ー 等 を 使 用 す る 作 業		55
13 ロ ー ド ロ ー ラ ー 等 を 使 用 す る 作 業		116
合 計	101	252

イ 振動関係

平成 28 年度分

作 業 の 種 類	振動法対象件数
1 く い 打 機 等 を 使 用 す る 作 業	3
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3 舗 装 版 破 壊 機 を 使 用 す る 作 業	2
4 ブ レ ー カ ー を 使 用 す る 作 業	28
合 計	33

(6) 悪臭関係工場等の届出状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

業	種	届出件数
1 畜産関係		
(1) 豚房施設 (豚房の総面積が 50 m ² 以上のもの)		8
(2) 牛房施設 (牛房の総面積が 200 m ² 以上のもの)		8
(3) 鶏を 3,000 羽以上飼育するもの		5
(4) うずらを 20,000 羽以上飼育するもの		
2 飼料又は有機質肥料の製造業 (乾燥施設を有するもの)		1
3 コーンスターチ製造業		1
4 レーヨン製造業 (紡糸施設を有するもの)		
5 クラフトパルプ製造業		
6 セロファン製造業 (製膜施設を有するもの)		
7 ゴム製品製造業 (加硫施設を有するもの)		
8 石油化学工業 (カプロラクタムの製造施設を有するもの)		
9 石油精製業		
10 製鉄業 (溶鋳炉を有するもの)		
11 鋳物製造業 (シェルモールド法によるもの)		1
12 化製場		
13 し尿処理施設 (し尿浄化槽を除く)		1
14 ごみ処理場		
15 終末処理場		
合	計	25

9 その他

(1) 美浜町環境審議会条例

(平成 9 年 3 月 28 日条例第 15 号)
改正 平成 19 年 6 月 18 日条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 4 条の規定に基づき、町長の諮問に応じ、町の良好な環境の確保に関する重要な事項について調査及び審議を行うため、美浜町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は委員 25 人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の役員又は職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 企業を代表する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 号及び第 2 号により役職をもって選任された委員の任期は、前項の規定にかかわらずその役職を離れたときは当該委員を辞したとみなし、委員の職を解く。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が召集し議長となる。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは審議会に小委員会を設け、特定の事項の調査又は審議を付託することができる。

2 小委員会は、付託された事項について会議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、町長の定める機関において所掌する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長がこれを定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 美浜町公害対策審議会条例(昭和 45 年美浜町条例第 27 号)は、廃止する。

附 則(平成 19 年 6 月 18 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 美浜町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、美浜町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率 90 パーセント以上で、かつ、放流水の BOD の日間平均値が 1 リットル当たり 20 ミリグラム以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号。以下「国庫補助指針」という。)が適用される合併処理浄化槽にあつては、国庫補助指針に適合するものをいう(処理対象人員が 50 人を超えない場合は、別表に掲げる性能要件を満たす環境配慮型浄化槽に限る。)
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 町内全地域(但し、美浜緑苑及び大字小野浦[農業集落排水事業処理区]を除く)において、合併処理浄化槽を設置しようとするもの
 - (2) 対象地域において、建売の住宅(以下「建売住宅」という。)を購入する者で、当該建売住宅に合併処理浄化槽を設置しようとするもの
 - (3) 対象地域において、合併処理浄化槽が設置された建売住宅(第5条の規定による届け出をした者に限る。)を購入しようとするもの
 - (4) 対象地域において、共有部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下この号において「区分所有法」という。)第2条第4項に規定する共有部分をいう。)に合併処理浄化槽を設置する者で、当該共有部分を有する専用部分(区分所有法第2条第3項に規定する専用部分をいう。)の区分所有者(区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)に対し、当該合併処理浄化槽がこの要綱に基づく補助事業により設置されたものである旨の説明をし、かつ、当該区分所有者とともに当該合併処理浄化槽の適正な維持管理を行うもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しないものとする。

- (1) 浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置するもの
- (2) 住宅等を借りている者で、所有者の承諾が得られないもの
- (3) 建売住宅を建築又は改築する者（以下「建売業者」という。）で、当該建売住宅に合併処理浄化槽を設置しようとするもの
- (4) 市町村税を滞納しているもの
- (5) 公共事業の実施に伴う移転補償金により合併処理浄化槽を設置するもの

（事前協議）

第 4 条 処理対象人員が 50 人を超える合併処理浄化槽を設置する場合にあっては、事前協議を要する。

（建売住宅に係る合併処理浄化槽の設置の届出）

第 5 条 建売業者は、自己が建築又は改築する建売住宅に合併処理浄化槽を設置する場合において、当該建売住宅を購入する者を第 3 条第 1 項第 3 号に規定する補助対象者としようとするときは、合併処理浄化槽の設置工事（以下「浄化槽設置工事」という。）に着手しようとする前に、補助対象浄化槽設置届（様式第 1）に次に掲げる書類を添付してあらかじめ町長に届け出なければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は、建築確認通知書（し尿浄化槽調書添付）の写し
- (2) 設置場所の案内図（都市計画図 1/2500 又は住宅地図の写しへ明記）
- (3) 配置図及び配管図（排水路等への接続方法と位置を明記・図示する）
- (4) 構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し
- (5) 全浄協に登録された浄化槽にあっては浄化槽メーカー等の登録証の写し、登録浄化槽管理票（C 票）及び保証登録票
- (6) 浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書（昭和 62 年以前に資格を取得した者）の写し

（補助金の額）

第 6 条 合併処理浄化槽に設置に対する補助金の額は、次に掲げる額を限度とする。

人槽区分	限度額
------	-----

5 人槽	332,000 円
6～7 人槽	414,000 円
8～10 人槽	548,000 円
11～20 人槽	939,000 円
21～30 人槽	1,472,000 円
31～50 人槽	2,037,000 円
51 人槽以上	2,326,000 円

- 2 合併処理浄化槽の設置に伴い同一敷地内の既存単独処理浄化槽を撤去する場合の補助金の額は、既存単独浄化槽の撤去処分等に要する費用に相当する額又は 90,000 円のいずれか低い額とし、前項の補助金の額に加算する。

(交付申請)

第 7 条 第 3 条第 1 項第 1 号に規定する者が補助金の交付を受けようとするときは、浄化槽設置工事の着手前に補助金交付申請書（様式第 2）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は、建築確認通知書（し尿浄化槽調書添付）の写し
 - (2) 市町村税納税証明書又はそれに準ずる書類（申請者に納税義務がある全ての税目について、未納がないことの証明書とし、転入しようとする者も同様に前住所地での納税証明書を添付）
 - (3) 設置場所の案内図（都市計画図 1/2500 又は住宅地図の写しへ明記）
 - (4) 配置図及び配管図（排水路等への接続方法と位置を明記・図示する）
 - (5) 見積書及び工事請負契約書の写し
 - (6) 構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し
 - (7) 全浄協に登録された浄化槽にあっては浄化槽メーカー等の登録証の写し、登録浄化槽管理票（C 票）及び保証登録票
 - (8) 浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書（昭和 62 年以前に資格を取得した者）の写し
 - (9) 住宅等を借りている者は、所有者の承諾書
 - (10) その他町長が必要と認める書類
- 2 既存単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 3）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 単独処理浄化槽であることがわかる証拠書類
 - (2) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は、建築確認通知書（し尿浄化槽調書添付）の写し
 - (3) 市町村税納税証明書又はそれに準ずる書類（申請者に納税義務がある全ての税

目について、未納がないことの証明書とし、転入しようとする者も同様に前住所地で納税証明書を添付)

- (4) 撤去場所及び設置場所の案内図(都市計画図 1/2500 又は住宅地図の写しへ明記)
 - (5) 撤去単独処理浄化槽の配置図及び配管図(排水路等への接続方法と位置を明記・図示する)
 - (6) 配置図及び配管図(排水路等への接続方法と位置を明記・図示する)
 - (7) 撤去費に係る見積書
 - (8) 設置に係る見積書及び工事請負契約書の写し
 - (9) 設置に係る構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し
 - (10) 浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書(昭和 62 年以前に資格を取得した者)の写し
 - (11) 住宅等を借りている者は、所有者の承諾書
 - (12) その他町長が必要と認める書類
- 3 第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定するものが補助金の交付を受けようとするときは、同項第 2 号に規定するものにあつては浄化槽設置工事の着手前に、同項第 3 項に規定するものにあつては建売業者との売買契約の締結後に補助金交付申請書に建売業者との売買契約書の写しを添付して町長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第 8 条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者(以下「補助対象者」という。)に対しては、補助金交付決定通知書(様式第 4)により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第 5)により、それぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第 9 条 補助対象者は、補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更承認申請書(様式第 6)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の変更承認申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定するとともに、その結果を補助事業変更承認書(様式第 7)により、申請者に通知する。
- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(施工の確認)

第 10 条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置の状況を必

要に応じて現場において確認する。

(実績報告書)

第 11 条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後 30 日以内又は、3 月 31 日までのいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 8）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該処理槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法第 57 条に規定する指定検査機関に法定検査を依頼したことを証する書類
- (3) 合併処理浄化槽設置工事の施行写真
- (4) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- (5) 浄化槽使用開始報告書の写し又は、浄化槽工事完了報告書の写し
- (6) 合併処理浄化槽設置工事に係る領収書又はその写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する補助対象者は、前項の規定に定めるもののほか、次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 単独処理浄化槽撤去工事の施行写真
- (2) 単独処理浄化槽を適正に処理した証拠書類（マニフェスト）
- (3) 単独処理浄化槽廃止届（愛知県受理済み）の写し

(交付額の確定)

第 12 条 町長は、第 11 条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助対象者に補助金交付額確定通知書（様式第 9）により通知する。

(補助金の請求)

第 13 条 前条の規定により補助金交付額確定通知書を受領した補助対象者は、補助金交付請求書（様式第 10）を町長に提出しなければならない。町長は補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消)

第 14 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 15 条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第 16 条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る補助金の受領日から返納通知日までの日数に応じ、当該補助金の額に年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命ぜられた者が、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

ただし、町長がやむ得ない事情があると認めたときは、加算金及び延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの要綱の施行前にされた処分その他の行為については、なお従前の例による。

別表

環境配慮型浄化槽の性能要件

環境配慮型浄化槽とは、(1)消費電力基準及び(2)環境性能を満たす浄化槽とする。

(1) 消費電力基準

以下の消費電力基準以下であること。

表1 消費電力の基準

(単位 W/h)

人槽 (人)	通常型	BOD10 mg/以下	りん除去型
5 人槽	47	58	92
7 人槽	67	83	100
n (10 人槽以上)	$n \times 8.7 + 5$	$n \times 10.8 + 5$	$n \times 16 + 14$

(2) 環境性能 (ア～エのいずれかを満たすこと。)

ア 浄化槽の消費電力が表1の消費電力よりもさらに10%以上低減されていること。

イ 浄化槽本体の大きさがコンパクト化されており、表2の総容量の基準を満たすこと。

表2 浄化槽の大きさの基準

人槽 (人)	総容量 (m³)
5 人槽	2.2
7 人槽	3.1
N (10 人槽以上)	$N \times 0.45$

ウ ディスポーザー対応浄化槽であること。

エ プラスチックを主材料とする浄化槽であって、製品全体の構成部品に含まれるプラスチックの全重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は25%以上、プレコンシューマ材料の場合は50%以上であること。ただし、再生プラスチックにポストコンシューマ材料とプレコンシューマ材料を併せて使用する場合は、以下の式による。

$$\frac{\text{プレコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \times 1/2 + \frac{\text{ポストコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \geq 25$$

(3) 用語説明

○ ppm

汚染の濃度を示す単位で、パーセントが百分率を示しているように ppm は百万分率を表している。1 %は 100 分の 1 を表し、1 ppm は 100 万分の 1 を意味している。具体的には 1 ppm とは水 1 ℓ中に物質がおおむね 1 mg、ガスなどの場合には 1 m³中に 1 cc混ざっている状態をいう。

○ デシベル (dB)

音の大きさを示す単位で、音の物理的強さを人の耳の感覚に合うように補正した、騒音レベルの単位をいう。また、振動加速度に振動感覚補正をした振動レベルの単位をいう。

○ 二酸化硫黄 (SO₂)

石炭や重油の中に含まれている硫黄分が燃焼することによって発生する。無色で刺激臭の強い気体で、水に溶けやすく、高濃度のときは、眼の粘膜に刺激を与えるとともに、呼吸機能に影響を及ぼし、慢性気管支炎、ぜん息の原因ともなる。

○ 二酸化窒素 (NO₂)

燃焼その他化学行程など人為的に、あるいは大気中で窒素と酸素オゾンが自然に反応したり、バクテリアによって窒素酸化物が分解して発生する。ほとんどすべての産業及び家庭で使用する燃焼装置は窒素酸化物を発生する。燃焼によって発生するのは、燃料の種類・燃焼の方法などによって異なるが 90%以上は一酸化窒素 (NO) でこれが酸化されて二酸化窒素になる。また二酸化窒素はオゾンなどと共に光化学スモッグの原因のひとつとされている。

高濃度のときは眼・鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれている。

○ 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質であり、その粒径が 10 ミクロン以下のものをいう。発生源は工場・交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がり火山活動等自然的なものがある。高濃度のときは健康上影響を与えるといわれている。

○ 光化学オキシダント (Ox)

大気中のオゾン等の酸化力の強い物質の総称。窒素酸化物と炭化水素などの汚染物に太陽の紫外線が照射された空気中で連鎖反応的に生じる。高濃度のときは、眼を刺激し、呼吸器その他の臓器に影響を及ぼす。

○ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒子が 2.5 μm (1 μm = 1/1000mm) 以下のものをいう。微小粒子状物質には、ディーゼルエンジン、工場等での燃料の燃焼等からのガ

スがあります。粒径が小さく肺の深部まで入りやすいため、呼吸器系・循環器系等に影響を与えていることが報告されている。

○ 粉じん

物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質のことをいう。特定粉じんの石綿と、それ以外の一般粉じんに分けられている。

○ カドミウム（Cd）

主に亜鉛の生産に伴って産出される重金属で、メッキ工場、塩化ビニール工場、機械、電子機器製造工場等でも発生する。慢性中毒になると、肝臓障害を生じカルシウム不足となり骨軟化症を起こす。神通川流域で発生したイタイイタイ病の原因となった物質である。

○ 鉛（Pb）

水道管、ガス管、蓄電池等の用途に幅広く使われている重金属。鉛とその化合物は、水銀と並んで最も毒性の強い物質の一つで、皮膚・消化器・呼吸器から吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こす。ひどくなると造血機能を冒し、神経障害を生じ、貧血・嘔吐・下痢・神経マヒなどの症状が起こる。

○ クロム

耐蝕性・耐熱性に富む重金属で、メッキやステンレス原料として用いられている。クロム化合物には三価クロム化合物と六価クロム化合物があり、六価クロム化合物は、激しい刺激性を持ち、接触による皮膚障害、吸入による鼻粘膜や肺に重大な障害をもたらし、浮腫や潰瘍を生じ、またガンの原因にもなるといわれている。

○ pH

水素イオン濃度のことで、中心となる数値を7とし、これを基に弱酸性（4～7）強酸性（0～3）弱アルカリ性（7～10）強アルカリ性（11から14）と分ける。鉱山温泉等があったり、工場排水が流入するとアルカリ性となったり酸性となることが多い。

○ 生物化学的酸素要求量（BOD）

水がどの程度汚れているかを示す基準である。バクテリアが一定時間内（20℃ 5日間）に水中の有機物を酸化分解させて浄化するのに消費される酸素の量である。従って、水が汚れていれば有機物も多く、バクテリア分解に必要な酸素の量も増えることになる。

○ 化学的酸素要求量（COD）

水がどの程度汚れているかを示す基準である。水の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費する酸素の量で、数値が高いほど汚濁物質の量も多い。

○ 浮遊物質（SS）

水中には粘土の粒、プランクトンなど有機無機物質が多くあり、これら水中に浮遊する物質の総量を浮遊物質という。25mg/ℓ以下であれば正常な魚の生育が維持され、50mg/ℓ以下であれば魚のへい死が防げるものとされる。

○ 溶存酸素（DO）

水中にとけ込んでいる酸素のことで、きれいな川では普通 7～10mg/ℓ前後含まれている。有機物が増えると消費されて減るため、水質汚濁を示す指標となる。溶存酸素は河川などの自浄作用によって欠かせないものである。

○ n-ヘキサン抽出物質

油脂・ワックス・グリスなど酸性でノルマルヘキサンにより抽出される物質の総称で、通常「油分等」といわれており、鉱油・動植物油等の量を表す指標として使われている。石油系油分による異臭魚の発生・ノリ漁業の被害、海水浴場の環境悪化に影響がある。

○ 大腸菌

人や動物の糞便中には大腸菌が多く存在するため、これを測ることによって糞便による汚染の程度を知ることができる。水、土壌など自然界にも広く分布している。水 100ml 中の大腸菌を培養して、その集落数で表す。単位：MPN/100ml

○ 有機リン（Org-P）

現在農薬として使われており、昆虫ばかりでなく人畜に対しても有害な物質である。中毒症状としては、まず視力障害が起こり、嘔吐・下痢・呼吸困難・中枢神経マヒなどの症状を示し急速に死に至る。

○ 界面活性剤

水と油などの溶け合わない物の境界面に入って、解け合わない性質をやわらげる働きをもつ物質のこと。この働きが布等にしみ込んだ汚れを落とすのに効果的であるため、洗剤の主成分として使用されている。

○ シアン（CN）

直接に作用すると生体は組織内窒息の状態を起こし、人が数秒で死ぬほどの猛毒で、致死量は 0.06g といわれている。メッキ工場や鉱山からの廃液に含まれることがある。

○ ヒ素（As）

ヒ素は硫化鉄鉱から産出され、金・銀・鉛・亜鉛・銅鉱業の副産物としても生成し、おもに殺虫剤として用いられる。ヒ素及びその化合物はすべて猛毒であり、皮膚・消化器・呼吸器から吸収されると、骨や内臓に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、胃けいれん・嘔吐などの状態となり、重症の場合には死亡したりする。慢性では食欲不振・皮

膚の病変などの症状を示す。その毒性については江戸時代にも「石見銀山猫いらず」の殺鼠剤で知られ、最近では森永ヒ素ミルク中毒事件や和歌山毒入りカレー事件が有名である。

○ 総水銀（T-N g）

多量に摂取した場合、腹痛・嘔吐・下痢などの症状が起こるが、慢性だと神経衰弱から始まり、消化障害・不眠・手足等のふるえ、体重減少の順序で進む。とりわけ手足のふるえが水銀中毒の特有な症状である。

○ アルキル水銀（R-H g）

有機水銀化合物で、メチル水銀、エチル水銀等の総称。アルキル水銀中毒になると、知覚、聴力、言語障害、視野の狭窄、手足のまひ等の中樞神経障害を起こし、ひどいときには死に至ることもある。水俣病はアルキル水銀が原因となって発生した。

○ ポリ塩化ビフェニール（PCB）

有機塩素系の非常に安定した化合物で、熱に強く、酸やアルカリに侵されず、絶縁性に優れ水に溶けない性質がある。印刷インク・感圧紙・絶縁油・コンデンサなどとして使用されていた。いったん体内に入ると分解されずに蓄積され、慢性毒性を呈し、皮膚に塩素ニキビと呼ばれる発疹があらわれ、濃度が高い場合は肝臓障害を起こす。昭和47年6月から生産停止となっている。

○ ジクロロメタン

塩化メチレン、二塩化メチレンとも呼ばれ、溶剤・ウレタン発砲助剤・エアロゾルの噴射剤・冷媒・抽出溶剤などに使用されている。無色透明の芳香のある水より重い液体で、麻酔作用がある。

○ 四塩化炭素

溶剤・機械洗浄剤・防虫剤などに使用されている。クロロホルム様の特有臭を持つ不燃性の無色透明の液体で、水に溶けにくく揮発性がある。大気中では安定で、オゾン層破壊の原因物質のひとつであるといわれている。吸入によって、中樞神経衰弱を起こしたり肝臓や腎臓に影響をおよぼす。

○ 1, 2-ジクロロエタン

エチレンジクロライド・塩化エチレン・二塩化エチレンとも呼ばれ、塩化ビニルモノマーやポリアミン酸樹脂の原料・溶剤・洗浄剤などに使用されている。甘味臭、揮発性を有する無色透明の油状液体で、土壌吸着性が低いため、地下に浸透しやすい。吸入により、頭痛・めまい・吐き気・血液及び胆汁の嘔吐・下痢・意識不明などの症状を起こす。

○ 1, 1-ジクロロエチレン

ビニリデンクロライド・塩化ビニリデン・二塩化ビニリデンとも呼ばれ、ポリビニリデ

ン共重合体の製造や化学中間体として使用されている。無色から淡黄色の透明な水より重い液体で、芳香臭・揮発性がある。水に難溶で水中では安定している。大気中では酸化されやすく、高濃度の吸入は即発性の神経衰弱を引き起こし、暴露が続けば意識を失う。

○ シスー 1, 2 –ジクロロエチレン

二塩化アセチレンなどとも呼ばれ、溶剤・線量抽出剤・香水・ラッカー・熱可塑性樹脂の製造・有機合成原料などに使用されている。無色透明な液体で、芳香臭・刺激性があり、また、揮発性・引火性・可燃性もある。表流水ではただちに蒸散し、高濃度で吸引すると麻酔作用があり、中枢神経の抑制作用もある。

○ 1, 1, 1 –トリクロロエタン

メチルクロロホルム、 α –トリクロロエタンなどとも呼ばれ、金属の常温洗浄・蒸気洗浄・ドライクリーニング用溶剤などに使用されている。甘味臭を有する無色透明な不燃性の液体で、大気中では比較的安定で広域に拡散し、オゾン層破壊の原因物質の一つといわれている。吸入により、中枢神経系抑制による麻酔作用・めまい・粘膜刺激・呼吸器刺激・頭痛・食欲不振などを起こす。

○ 1, 1, 2 –トリクロロエタン

三塩化ビニルとも呼ばれ、塩化ビニリデンの原料となり、粘着剤・ラッカー・テフロンチャープの生産に利用されている。無色の液体で水に難溶、揮発性があり、中枢神経抑制と肝障害に影響を及ぼす。

○ トリクロロエチレン

トリクレン、三塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄・接着剤・塗料の溶剤などに使用されている。眼・鼻・喉を刺激し、蒸気を吸引すると頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こす。

○ テトラクロロエチレン

パークレン・パークロロエチレン・四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力に優れているため、ドライクリーニングによく使用される。無色の液体で、エーテルのような臭いがある。高濃度の場合、眼・鼻・喉を刺激する。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こす。またガンの原因にもなる。

○ 1, 3 –ジクロロプロペン

土壌燻蒸剤として線虫等の殺虫剤に使用されている。揮発性が非常に高く水中から速やかに揮発し、大気中に移行する。高濃度蒸気の吸入は、喘ぎ・呼吸困難・咳・胸骨下痛がおこる。

○ ベンゼン

ベンゾールとも呼ばれ、合成ゴム・合成皮革・合成洗剤・有機顔料等多様な製品の合成原料として使用されている。ガソリンの中にも1%前後含まれている。高濃度を吸引すると、めまい・嘔吐・頭痛・ねむけ・よろめき・平衡感覚減少・昏睡など主に中枢神経系統に影響を受ける。また、ガンの原因になるともいわれている。

○ チウラム

ジチオカーバメイト系の殺菌剤として、穀類・野菜類等の種子消毒や、茎葉散布剤として広く使用されている。

○ チオベンカルブ

チオカーバメイト系の除草剤で、主に稲に使用されるが、野菜・豆類等にも使用される。

○ シマジン

トリアジノン系の除草剤で、主に畑地や果樹園の一年生雑草に使用される。

○ セレン

電気化学的特性から光電池・整流器・感光材料・顔料・有機合成化学の酸化剤などに使用されている。多くの金属、非金属とセレン化合物を作り、金属セレンの毒性は低いが、化合物の毒性は非常に高くなる。体内では腸管で吸収されやすく腎臓・肝臓に蓄積し、皮膚障害・胃腸障害・神経過敏症・高度の貧血などの障害を起こす。

○ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち、硝酸塩及び亜硝酸塩のことをいい、水中の窒素化合物の一部が微生物により分解され生成する。また、肥料・火薬製造・ガラス製造の原材料としても使用されている。乳幼児に対するメトヘモグロビン血症(チアノーゼや窒息を起こす。)を起こす。

○ ふっ素

刺激臭のある淡黄色の気体で、天然にはホタル石・氷晶石などに含まれている。ふっ素化合物は鉄鋼・アルミニウム等の精錬用、ガラス加工用、電子部品の加工用などに使用されている。ふっ素化合物を高濃度に含む水を摂取すると、斑状歯(歯にしみが生じ、症状が進むと歯がボロボロになる。)などを起こす。

○ ほう素

無味無臭で褐色の粉末で、ほう素化合物はガラス・陶磁器・ほうろう・メッキ工場の原材料などに使用されている。食欲不振・悪心・嘔吐などの健康への影響がある。

(この冊子は再生紙を使用しています。)

美 浜 町 の 環 境

平 成 28 年 度 版

平 成 29 年 9 月 発 行

編 集 美 浜 町 大 字 河 和 字 北 田 面 106

美 浜 町 経 済 環 境 部 環 境 保 全 課

0569-82-1111 (代 表)

<http://www.town.mihama.aichi.jp/>
